

歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 令和元年度フォローアップ調査実施要領

1. 目的

「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議第1次報告」（H21.1）を踏まえた各歯学部を取組に対して、これまで指摘された課題への対応状況（改善計画の取組状況等）を把握・分析し、改善に資することを目的として、書面調査を行うとともに、必要に応じて意見交換・実地調査を実施する。さらに、今後の歯学教育の更なる充実と社会からの信頼を確保することを目的に、各歯学部が実施すべき取組と特色ある優れた取組や成果（社会ニーズへの対応等）を積極的に発信する。

2. 調査対象学部

調査区分	調査対象学部
書面調査	・ 全ての歯学部（27大学29学部）
意見交換	・ 歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という）が必要と認める歯学部
実地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面調査と意見交換の結果、これまでの指摘に対する対応や取組状況等の確認が特に必要である歯学部 ・ 書面調査と意見交換の結果、各歯学部の強みや特色を活かした優れた取組等を行っていることが確認され、特に成果の確認が必要である歯学部 ・ その他協力者会議が必要と認める歯学部

3. フォローアップ調査の進め方

書面調査、意見交換、実地調査の具体的な内容・方法については、協力者会議において決定する。

(1) 書面調査

- ① 協力者会議は、各歯学部から提出された調査表について、各大学の現状と改善計画の取組状況等を把握・分析し、書面調査結果を取りまとめる。
- ② 書面調査結果を踏まえ、意見交換の対象歯学部を決定する。

(2) 意見交換

①意見交換における質問事項

- ・ 事前に各対象大学に質問事項を示し、各対象大学は、質問事項に対する回答を書面で提出する。

②出席者

- ・ 協力者会議側：協議会委員と文部科学省
- ・ 歯学部側：歯学部運営に責任を持つ者（歯学部長等）及び法人の運営に携わる者（理事等）を含め5名以内

③手順

- ・ 1学部あたり50分程度
- ・ 質問事項ごとに質疑応答を実施

④書面調査及び意見交換の結果等を踏まえ、実地調査の対象歯学部を決定する。

(3) 実地調査

①出席者

- ・ 協力者会議側：当日出席可能な委員（2名以上）と文部科学省
- ・ 歯学部側：歯学部運営に責任を持つ者（歯学部長等）、法人の運営に携わる者（理事等）及び学生等

②手順

- ・ 1学部あたり180分程度 ※モデル日程は下表参照
- ・ 学部長等との意見交換を円滑に進めるため、あらかじめ用意できる質問項目については、実地調査実施の前に大学に示すこととし、大学は当日の意見交換の際に回答を書面で提出する。
- ・ 学部長等との意見交換では、当日の授業見学や学生との面談等を通じて感じた点等についても質疑応答を行う。

③書面調査、意見交換及び実地調査を踏まえ、後日、実地調査結果を取りまとめる。

○実地調査日程（例）

時間		事項
13:00～	5分	集合・大学関係者への挨拶
13:05～	15分	事前打合せ（授業見学と学生面談での確認事項の整理）
13:20～	40分	授業見学①（診療参加型臨床実習など）
14:00～	20分	授業見学②（講義、シミュレーション実習など）
14:20～	10分	休憩（時間調整含む）
14:30～	40分	学生との面談
15:10～	30分	学部長等との意見交換
15:40～	10分	事後打合せ（講評事項の整理）
15:50～	10分	講評
計	180分	

4. フォロアアップ調査報告書の作成

協力者会議を開催し、書面調査、意見交換、実地調査の結果を踏まえた「フォロアアップ調査報告書」を取りまとめるとともに、その結果を各歯学部へ通知及び広く社会に公表する。

5. 委員の遵守事項

（1）利害関係者の排除

調査対象大学と利害関係（下記ア～ウに該当）のある委員は当該大学の調査には参加できない。

ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合

イ. 過去3年以内に学外委員等で運営に参加した場合（外部評価委員等は除く）

ウ. その他、委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

（2）秘密保持

調査の過程で知り得た個人情報については、外部に漏らしてはならない。